

協議第 6 6 号

平成 1 6 年 月 日 確認

各種事務事業の取扱い(農林水産関係その 3)について

各種事務事業の取扱い(農林水産関係その 3)について別冊のとおり提出する。

平成 1 6 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

協議第66号

協 議 会 協 議 項 目 (案)

各種事務事業の取扱いについて
農林水産関係(その3)

津 地 区 合 併 協 議 会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	産業労働部会
関係項目	農林水産関係	分科会	農政分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
5 生産調整関係	<ul style="list-style-type: none"> ・水田農業経営確立対策協議会の開催 ・ガイドラインの配分 ・実施計画書のとりまとめ ・転作の現地確認 ・補助金交付事務 ・集団転作の推進 ・全国とも補償制度の推進 ・平成14年度達成率:104.4% ・上乗せ補助金 (平成13年度決算) 1,160,000円 (平成14年度決算) 1,320,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・水田農業経営確立対策協議会の開催 ・ガイドラインの配分 ・実施計画書のとりまとめ ・転作の現地確認 ・補助金交付事務 ・集団転作の推進 ・全国とも補償制度の推進 ・14年度達成率:95.0% ・上乗せ補助金 (平成13年度決算) 14,860,888円 (平成14年度決算) 14,412,309円 	<ul style="list-style-type: none"> ・水田農業経営確立対策協議会の開催 ・ガイドラインの配分 ・実施計画書のとりまとめ ・転作の現地確認 ・補助金交付事務 ・集団転作の推進 ・全国とも補償制度の推進 ・14年度達成率:101.1% ・上乗せ補助金はなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・水田農業経営確立対策協議会の開催 ・ガイドラインの配分 ・実施計画書のとりまとめ ・転作の現地確認 ・補助金交付事務 ・集団転作の推進 ・全国とも補償制度の推進 ・14年度達成率:106.6% ・上乗せ補助金 (平成13年度決算) 13,941,400円 (平成14年度決算) 16,104,900円 	<ul style="list-style-type: none"> ・水田農業経営確立対策協議会の開催 ・ガイドラインの配分 ・実施計画書の取りまとめ ・転作の現地確認 ・補助金の交付事務 ・集団転作の推進 ・全国とも補償制度の推進 ・14年度達成率:115.2% ・上乗せ補助金はなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・水田農業経営確立対策協議会の開催 ・ガイドラインの配分 ・実施計画書のとりまとめ ・転作の現地確認 ・補助金交付事務 ・集団転作の推進 ・全国とも補償制度の推進 ・平成14年度達成率:103.9% ・上乗せ補助金 (平成13年度決算) 13,195,341円 (平成14年度決算) 16,057,427円

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	5.新たに制度を制定する。(合併と同時)			
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<ul style="list-style-type: none"> ・水田農業経営確立対策協議会の開催 ・ガイドラインの配分 ・実施計画書のとりまとめ ・転作の現地確認 ・補助金交付事務 ・集団転作の推進 ・全国とも補償制度の推進 ・平成14年度達成率:101.2% <p style="margin-top: 10px;">・上乗せ補助金 (平成13年度決算) 1,430,322円</p> <p style="margin-top: 10px;">(平成14年度決算) 1,373,719円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水田農業経営確立対策協議会の開催 ・ガイドラインの配分 ・実施計画書のとりまとめ ・転作の現地確認 ・補助金交付事務 ・集団転作の推進 ・全国とも補償制度の推進 ・平成14年度達成率:112.5% <p style="margin-top: 10px;">・上乗せ補助金 (平成13年度決算) 25,779,489円</p> <p style="margin-top: 10px;">(平成14年度決算) 25,917,479円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域農政推進協議会の開催 ・ガイドラインの配分 ・実施計画書のとりまとめ ・転作の現地確認 ・補助金交付事務 ・集団転作の推進 ・全国とも補償制度の推進 ・平成14年度達成率:100.2% <p style="margin-top: 10px;">・上乗せ補助金 (平成13年度決算) 25,053,636円</p> <p style="margin-top: 10px;">(平成14年度決算) 26,993,320円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水田農業経営確立対策協議会の開催 ・ガイドラインの配分 ・実施計画書のとりまとめ ・転作の現地確認 ・補助金交付事務(村単独補助金を含む) ・全国とも補償制度の推進 ・平成14年度達成率:109.9% <p style="margin-top: 10px;">・上乗せ補助金 (平成13年度決算) 7,198,377円</p> <p style="margin-top: 10px;">(平成14年度決算) 7,371,663円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村単位の地域水田農業推進協議会を設ける。 ・産地づくり交付金助成基準については、各々の推進協議会で決定する。 ・新市単独交付金については、16年度からの米政策改革に対応するための新たな制度を設けて17年度、18年度の2箇年とする。19年度以降については、国の動向を見ながら、新たな制度を制定する。 <p style="margin-top: 10px;">【制度案】 次の①、②、③の額を加算した額を新市単独交付金とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ①14年度の個人達成面積に 1㎡×2円 ②14年度の経営確立助成面積 1㎡×2円 ③各市町村の平成13年度・14年度単独生産調整補助金決算額平均の5割 <ul style="list-style-type: none"> ・市単独交付金は、各地域の水田農業推進協議会へ交付する。

生産調整新市単独交付金(案)

市町村名	① 達成個人 面積計 m ²	② 経営確立助成 面積計 m ²	③ 個人達成金 ①×2円	④ 経営確立助成 助成金 ②×2円	⑤ 基本助成額 ③+④ 円	⑥ 調整金 ⑤×0.5 円	⑦ 市町村計 円	⑧ H13・14年度 関係決算平均 円
津市	6,551,134	1,674,900	13,102,268	3,349,800	16,452,068	620,000	17,072,068	1,240,000
久居市	2,605,008	819,900	5,210,016	1,639,800	6,849,816	7,318,300	14,168,116	14,636,599
河芸町	1,402,004	62,100	2,804,008	124,200	2,928,208	0	2,928,208	0
芸濃町	2,076,510	1,283,200	4,153,020	2,566,400	6,719,420	7,511,575	14,230,995	15,023,150
美里村	1,401,941	614,200	2,803,882	1,228,400	4,032,282	0	4,032,282	0
安濃町	3,286,389	1,895,700	6,572,778	3,791,400	10,364,178	7,313,192	17,677,370	14,626,384
香良洲町	146,830	1,500	293,660	3,000	296,660	701,011	997,671	1,402,021
一志町	2,414,001	1,859,800	4,828,002	3,719,600	8,547,602	12,924,242	21,471,844	25,848,484
白山町	2,627,931	1,114,400	5,255,862	2,228,800	7,484,662	13,011,739	20,496,401	26,023,478
美杉村	1,418,900	0	2,837,800	0	2,837,800	3,642,510	6,480,310	7,285,020
小計	23,930,648	9,325,700	47,861,296	18,651,400	66,512,696	53,042,568	119,555,264	106,085,136

119,555,264 円

※個人達成金は、個人が達成した面積に応じ交付(地区達成の可否は無関係) m²×2円

※経営確立助成助成金は、経営確立助成要件を満たした面積に応じ交付 m²×2円

※調整金の考え方

各市町村の平成13・14年度決算額平均⑧の5割を加算する。

調整の具体的内容

- ・各市町村単位に地域水田農業推進協議会を設ける。
- ・産地づくり交付金助成基準については、各々の推進協議会で決定する。
- ・新市単独交付金については、16年度からの米政策改革に対応するための新たな制度を設けて17年度、18年度の2箇年とする。
19年度以降については、国の動向を見ながら、新たな制度を制定する。
- ・市単独交付金は、各地域の水田農業推進協議会へ交付する。